

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、社会保障制度改革推進法第四条の規定に基づく法制上の措置として、同法第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、同法第二章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を設置すること等により、社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進することを目的とすること。（第一条関係）

第二 講ずべき社会保障制度改革の措置等

一 自助・自立のための環境整備等

1 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入そ

他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等（2において「自助・自立のための環境整備等」という。）に努めるものとする。 （第二条第一項関係）

2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図るものとする。 （第二条第二項関係）

二 少子化対策

1 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとする。 （第三条第一項関係）

(一) 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置
(二) 保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

(三) 保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。三の七（一）において同じ。

）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法第五十三条の規定による国庫の負担

(四) 社会的養護の充実に当たって必要となる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児

短期治療施設又は児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

2 政府は、1の措置については、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資であると認識し、幅広い観点からこれを講ずるものとする。 （第三条第二項関係）

3 政府は、1の措置を講ずるほか、平成二十七年以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（第三条第三項関係）

三 医療制度

1 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険制度等に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この三に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。こと。（第四条第一項関係）

2 政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。こと。（第四条第二項関係）

3 政府は、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保するため、情報通信技術、診療報酬請求書を適正に活用しながら、地方公共団体、保険者、事業者等の多様な主体による保健事業等の推進、後発医薬品の使用及び外来受診の適正化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。こと。（第四条第三項関係）

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（第四条第四項関係）

(一) 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

イ 病院等の管理者が、当該病院等有する病床の機能に関する情報を、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告する制度の創設

ロ イに規定する制度により得られる病床の機能に関する情報等を活用した都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化その他の当該構想を実現するために必要な方策

ハ 次に掲げる事項に係る新たな財政支援の制度の創設

(1) 病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス（介護保険の保険給付の対象となる保健医

療サービス及び福祉サービスをいう。四の2において同じ。）の充実

(2) 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の
推進

二 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

(二) 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保及び勤務環境の改善

(三) 医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

5 政府は、4の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。 (第四条第五項関係)

6 政府は、4の措置を平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。 (第四条第六項関係)

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第四条第七項関係)

(一) 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険に対する財政支援の拡充

ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策

ハ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十六号）附則第二条に規定する所要の措置

(二) 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

イ 国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

ロ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬

総額に応じた負担とすること。

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

ニ 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等の上限額の引上げ

(三) 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う七十歳から七十四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し

8 政府は、7の措置を平成二十六年から平成二十九年までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

(第四条第八項関係)

9 政府は、7の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。 (第四条第九項関係)

10 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度（以下「新制度」という。）を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （第四条第十項関係）

(一) 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。

(二) 新制度の対象となる疾患の拡大

(三) 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し

(四) 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し

11 政府は、10の措置を平成二十六年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。 （第四条第十一項関係）

四 介護保険制度

1 政府は、個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。 (第五条第一項関係)

2 政府は、低所得者をはじめとする国民の介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、次に掲げる事項及び介護報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第五条第二項関係)

(一) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しによる次に掲げる事項

イ 在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携の強化

ロ 多様な主体による創意工夫を生かした高齢者の自立した日常生活の支援及び高齢者の社会的活動への参加の推進等による介護予防に関する基盤整備

ハ 認知症である者に係る支援が早期から適切に提供される体制の確保その他の認知症である者に係る必要な施策

- (二) (一)に掲げる事項と併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- (三) 一定以上の所得を有する者の介護保険の保険給付に係る利用者負担の見直し
- (四) 特定入所者介護サービス費の支給の要件について資産を勘案する等の見直し
- (五) 指定介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給の対象の見直し
- (六) 介護保険の第一号被保険者の保険料に係る低所得者の負担の軽減

3 政府は、2の措置を平成二十七年年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とするものとする。 (第五条第三項関係)

4 政府は、三の7(二)に掲げる事項に係る措置の検討状況等を踏まえ、被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額を当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第五条第四項関係)

五 公的年金制度

1 政府は、次に掲げる措置の着実な実施のための措置を講ずるものとする。 (第六条第一項関係)

- (一) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく年金生活者支援給付金の支給
- (二) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づく基礎年金の国庫負担割合の二分の一への恒久的な引上げ、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮及び遺族基礎年金の支給対象の拡大
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、(一)及び(二)に規定する法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づく措置

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (第六条第二項関係)

- (一) 国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- (二) 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

- (三) 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- (四) 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

第三 社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議

一 社会保障制度改革推進本部

1 設置

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部（以下「本部」という。）を置くものとする。 （第七条関係）

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 （第八条関係）

- (一) 第二の措置についてその円滑な実施を総合的かつ計画的に推進すること。
- (二) 第二の措置についてその実施状況の総合的な検証を行うこと。
- (三) 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、(二)の検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え

方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

(四) 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保

障制度改革推進会議が二の二による意見を述べた場合において、必要があると認めるときは、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、当該改革に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこと。

3 組織等

本部は、社会保障制度改革推進本部長（内閣総理大臣をもって充てる。）、社会保障制度改革推進副本部長（国務大臣をもって充てる。）及び社会保障制度改革推進本部員（内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣（このうち副本部長に充てられたものを除く。）並びに内閣総理大臣の指定する国務大臣）をもって組織するものとする。 （第九条から第十二条まで関係）

4 設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。 （第十五条関係）

二 社会保障制度改革推進会議

1 設置

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進会議（以下「会議」という。）を置くものとする。 （第十八条関係）

2 所掌事務

会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 （第十九条関係）

- (一) 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、第二の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三十七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

- (二) 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

3 組織等

会議は、委員二十人以内をもって組織し、委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。 (第二十条及び第二十一条関係)

4 設置期限

会議は、一の4の政令で定める日以前の政令で定める日まで置かれるものとする。 (第二十四条

関係)

第四 雑則

一 財源の確保

第二の措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行により増加する地

方消費税の収入の活用並びに第二の措置を講ずることによる社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。 (第二十八条関係)

二 地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、第二の三の4(一)イからハまで及び(二)並びに三の7(一)ロに掲げる事項に係る措置その他第二の措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものを講ずるに当たっては、全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置についてこれらの者の理解を得ることを目指すものとする。 (第二十九条関係)

第五 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、本部に係る規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から、会議に係る規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 関係法律の改正

関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条及び第三条関係)